

金融監督庁 金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に対する意見

太田昭和監査法人

金融・ノンバンク審査専門委員会

座長 代表社員 公認会計士 長崎武彦



以下の通り、当監査法人の意見をご送付致しますので、ご検討頂けますようお願い致します。

1. 「信用リスク検査用マニュアル」以外の部分に関する検討事項

<全般事項>

P.3 II.2 等

第1部基本的考え方 Ⅰ.金融検査の基本的考え方（金融検査の位置づけ）

当局による検査は、金融機関による内部管理、会計監査人による外部監査を前提としつつ、等

P.2 II.下7

第1部基本的考え方 Ⅰ.金融検査の基本的考え方（金融検査の位置づけ）

会計監査人は、こうした内部管理体制を前提に、金融機関とは独立した視点に立って、業務の健全性と適切性が確保されているか否かについて、厳正な外部監査を実施しなければならない。

P.15 II.5

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況 1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック

〔第三フェーズ〕会計監査人等による客観的評価・監査機能

<コメント>

会計監査人の役割は計算書類が適法に作成されているか否かの意見表明であり、業務の健全性と適切性が確保されているか否かといったものは直接の目的ではない。本マニュアル全体を通じて、商法特例法上の概念である「会計監査人」本来の役割と異なる機能を期待する記述があるが、このような記述は会計監査人に徒に過重な責任を負わせるものである。このような役割を会計監査人が新たに負うのであれば、別途法令上の手当が必要と考えられる。

このような観点から、「会計監査人」と「外部監査人」、「会計監査」と「外部監査」の相違を明らかにすべきであると考え、「会計監査人」と「会計監査」は法定監査を示し、「外部監査人」と「外部監査」は法定監査とは別の契約に基づくものであると考える。

2. 「信用リスク検査用マニュアル」に関する検討事項

＜オフバランス資産の自己査定＞

P.42 II.18

○自己査定に関する検査について IV. 自己査定基準の適切性の検証 2. 債権の分類方法

なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス資産を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。

＜コメント＞

当該「オフバランス資産」が何を示しているのかが明らかでない。「オフバランス資産」の具体例を示してはどうか。

＜ゴルフ会員権の分類方法＞

P.49 II.下 8

○自己査定に関する検査について IV. 自己査定基準の適切性の検証 4. その他の資産（債権、有価証券以外）の分類方法 (3) ゴルフ会員権

実質破綻先及び破綻先とされた債務者が発行するもので、施設の利用が可能なものはⅢ分類、施設の利用が不可能なものはⅣ分類に分類するものとする。

＜コメント＞

「また、債務者区分が実質破綻先及び破綻先である債務者が発行したゴルフ会員権がⅣ分類とされているかを検証する。」(P.63 II.下 4) との間で整合性をとる必要があると思われる。

＜破綻懸念先の定義＞

P.53 II.下 7

○自己査定に関する検査について V. 自己査定結果の正確性の検証 4. 自己査定の正確性の判断基準 (2) 債権の分類方法 ③債務者区分の検証 ハ. 破綻懸念先

(イ) 実質債務超過の状態を解消するために、原則として今後2年超の期間を要する場合は、「業績が著しく低調」とであると判断し、債務者区分の検討を行なうものとする。

＜コメント＞

そもそも、債務者の業種に応じて判断すべきものであると考えられる。一律の基準を示す場合でも、現在の経済環境を考慮すると、2年で判断するのは短すぎるのではないかと考える。経営改善計画実施中の債務者に関する記述との整合性からも、計画と実績との対比により達成可能性が検討されている債務者については、5年以内に実質債務超過が解消されれば良いのではないかと考える。

<経営改善計画実行中の債務者>

P.53 II.下 6

○自己査定に関する検査について V. 自己査定結果の正確性の検証 4. 自己査定
の正確性の判断基準 (2) 債権の分類方法 ③債務者区分の検証 ハ. 破綻
概念先

C. 全ての取引金融機関等（被検査金融機関を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、取締役会の承認を受けていることが文書により確認できること。

ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことが可能な場合又は複数の取引金融機関等（被検査金融機関を含む）が支援を行なうことが可能な場合は、当該支援金融機関等の取締役会の承認が文書により確認できれば足りるものとする。

なお、支援額が少額であるなど支援の内容が重要な業務執行に該当せず、取締役会の承認を要しない場合は、当該金融機関等が支援を行なうことについて、代表取締役による文書により確認できれば足りるものとする。

<コメント>

支援金融機関の間において、支援についての合意文書が調印されていれば足りるのではないかとと思われる。

<評価額の時点修正>

P.56 II.12

○自己査定に関する検査について V. 自己査定結果の正確性の検証 4. 自己
査定
の正確性の判断基準 (2) 債権の分類方法 ④担保による調整の検証 ハ.
担保評価及びその処分可能見込額 (d) 処分可能見込額

C. 直近の不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格がある場合には、評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。この場合、当該価格の評価時点から決算期末日への時点による修正を行うことが望ましい。

<コメント>

直近の不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格の時点修正が求められているが、評価日から1年を越えるような場合に、時点修正を強制すべきではないかとと思われる。

<保証類似行為を一般保証と取り扱う条件>

P.57 II.6

○自己査定に関する検査について V. 自己査定結果の正確性の検証 4. 自己
査定
の正確性の判断基準 (2) 債権の分類方法 ⑤保証等による調整の検証 ロ.
一般保証

一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証会社の財務諸表上において保証予約等が債務者に対する債務保証及び保証類似行為として注記されており、当該保証予約等に関して当該会社の取締役会の承認を受けていることが文書により確認できる場合で、かつ、保証会社が

十分な保証能力を有するものについては、一般保証と同等に取り扱って差し支えないものとする。

＜コメント＞

財務諸表注記では個別債権者名までは記載されないため、財務諸表の注記で確かめるのは困難であると思われる。

＜清算配当＞

P.60 II.8

○自己査定に関する検査について V. 自己査定結果の正確性の検証 4. 自己査定結果の正確性の判断基準 (2) 債権の分類方法 ⑦債権の分類方法の検証 二. 実質破綻先

(ロ)「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。

なお、これ以外の場合、例えば過去の破綻先の清算配当等の実績により見積もっているなどの場合は「清算配当等により回収が可能と認められる」と判断してはならない。

＜コメント＞

清算配当を厳密に見積もることは困難であるケースが多い。そのような状況においては金額がIV分類となるが、これを全額償却・引当することになると、結果として過剰な償却・引当となるケースが多数生じることになると考えられる。

＜子会社等に対する債権の分類＞

P.62 II.13

○自己査定に関する検査について V. 自己査定結果の正確性の検証 4. 自己査定結果の正確性の判断基準 (2) 債権の分類方法 ⑩連結対象子会社に対する債権の分類方法

連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）に対する債権については、原則として一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行うものとする。

＜コメント＞

連結対象子会社のみでなく、「子会社及び関連会社」を含むこととしてはどうか。

＜要注意先に対する債権に係る貸倒引当金 1＞

P.68 II.23

○償却・引当に関する検査について IV. 償却・引当基準の適切性の検証 1. 貸倒引当金に関する基準 (1) 一般貸倒引当金に関する基準 ②要注意先に対する債権に係る貸倒引当金

要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、要注意先に対する

債権の平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しなければならない。

＜コメント＞

貸倒実績を算定する一定期間については、貸出金等の平均残存期間が妥当と考えられる。従って、「要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、要注意先に対する債権の平均残存期間の予想損失額を貸倒引当金として計上しなければならない。ただし、少なくとも3年間を見込んでいる場合は、妥当と認める。」という表現にすることはどうか。

＜要注意先に対する債権に係る貸倒引当金 2＞

P.68 II.28

○償却・引当に関する検査について IV. 償却・引当基準の適切性の検証 1. 貸倒引当金に関する基準 (1) 一般貸倒引当金に関する基準 (2) 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金

また、要注意先に対する債権については、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者とそれ以外の債務者別に、担保・保証等による債権の保全状況などに応じて細分化して予想損失額を算定することが望ましい。

＜コメント＞

2つの要素がまとめて記載されており読み取りづらい。したがって、「当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者とそれ以外の債務者別に細分化して予想損失額を算定しなければならない。」ことと、「当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者については、担保・保証等による債権の保全状況などに応じて細分化して予想損失額を算定することが望ましい。」ことを区別して記述してはどうかと考える。

＜債権売却損失引当金＞

P.70 II.5

○償却・引当に関する検査について IV. 償却・引当基準の適切性の検証 2. 貸倒引当金以外の引当金に関する基準 (1) 債権売却損失引当金に関する基準

なお、少なくとも、売却済債権の時価が売却価格に比べ50%を超えて下落した場合には、売却価格と売却済債権の時価額との差額のうち持込金融機関が負担する額を、翌決算期末日までに売却することが確実と認められる場合には、共同債権買取機構に対する債権額と当該担保不動産の売却見込額との差額のうち持込金融機関が負担する額を引当金として計上しなければならない。

＜コメント＞

全体として、厳格なマニュアルの策定が検討されている中、非常に緩い規定になっていると感じられる。金融機関毎に持込額に差異はあるものの、未だその回収率は低位にとどまっていると報じられており、今後その売却は促されるものと考えられる（差額の含み損失が実現してくる）。また依然地価は底打ちの状況には必ずしも至っていない。その中で、50%との基準は、いささか甘いのではないだろうか。

＜その他の偶発損失引当金＞

P.70 II.下 6

○償却・引当に関する検査について IV. 償却・引当基準の適切性の検証 2.
貸倒引当金以外の引当金に関する基準 (3) その他の偶発損失引当金に関する
基準

債権の流動化等を実施した場合において、当該債権の信用リスクを完全に第三者に転嫁しているもの以外のものについては、合理的に見積もられた将来負担すると見込まれる損失額をその他の偶発損失引当金として計上しなければならない。

＜コメント＞

上記のような取引すべてについてオフバランス化が認められるかのような誤解を与えかねない。オフバランス化が認められるか否かについて、会計基準に照らし十分検討すべきことを注書等により明らかにすることが望まれる。

＜外国証券の分類＞

P.71 II.11

○償却・引当に関する検査について IV. 償却・引当基準の適切性の検証 3.
有価証券の評価に関する基準 (3) 外国証券の評価に関する基準

自己査定においてⅢ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金として計上し、

＜コメント＞

P.48 II.下 5 「②外国証券の分類方法」では外国証券にⅢ分類が発生することが記載されていないので、外国証券にⅢ分類が発生するのであれば、P.48 にもⅢ分類が生じる旨を記載しないと整合性に欠けるのではないか。

以上